

【明石市市民参画条例第6条第4項の規定に基づく、市民参画手続を実施しなかった旨及びその理由の公表について】

令和5年第3回定例会6月議会提出分

明石市市民参画条例第6条第2項第3号に該当する条例議案であって、同条第3項の規定により市民参画手続を実施しなかったものについて、次のとおり公表します。

議案番号	議案名	市民参画手続を実施しなかった理由
議案第47号	明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本条例で定める対象火気設備の火災予防上の基準を改正後の省令の基準に合わせるための改正であるため、市民参画条例第6条第3項第3号に該当

(参考)

明石市市民参画条例（平成23年条例第1号）

（市民参画手続の実施等）

第6条 市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続（市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

(1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止

(2) 市の総合計画（自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう。）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止

(3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

3 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）その他金銭の徴収に関するもの
 - (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
 - (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
 - (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
 - (6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの
- 4 市長等は、前項の規定により対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合は、当該対象事項に係る政策等を公表する日（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に定める議決事件である場合にあっては、議会に提案する日）と同時期に市民参画手続を実施しなかった旨及びその理由を公表するものとする。